

資料編

計画策定の経緯、委員名簿、諮問・答申文、島田市環境基本条例などを掲載します。

資料 1 計画策定の経緯

●第1次島田市環境基本計画 2003（平成15）年3月策定

市民・事業者で構成される「島田市環境100人会議」と市内の「島田市環境基本計画策定委員会」とが協力して検討を進めるパートナーシップ型で計画案の策定を行いました。

島田市環境100人会議は、水とみどり、ごみ、エネルギー・まちと交通、食生活のテーマごと分科会に分かれ、施策等の原案の検討・作成を行いました。また、市との共催で環境基本計画の策定のための講演会や小学生の環境学習発表会を実施したほか、市民等へのアンケート調査、島田市環境基本計画策定委員会との分科会レベルでの合同会議などを行いました。計画には、市民が主体となって行う「市民プロジェクト」なども掲載されています。

●第2次島田市環境基本計画 2013（平成25）年3月策定

市民・事業者で構成される「島田市環境市民会議」を開催し、ワークショップ方式による計画案の検討を行いました。島田市環境市民会議における意見を市内の「島田市環境管理委員会」「島田市環境管理委員会幹事会」で検討し、その結果を島田市環境市民会議に戻すという形式で計画案を作成しました。本計画では、環境保全活動を促進するための新たな制度として、「環境保全活動登録制度（しまだエコ活動）」の創設が謳われました。

●第2次島田市環境基本計画【後期基本計画】

2018年 平成30年	会議等の名称	内容
7月 3日 ～31日	環境管理委員会幹事会(5部会)	取り組み状況の確認
8月 29日	環境管理委員会	第2次島田市環境基本計画【後期基本計画】 見直し案について
10月 2日	第1回環境審議会	第2次島田市環境基本計画【後期基本計画】 見直し案について
11月 27日	第2回環境審議会	第2次島田市環境基本計画【後期基本計画】 島田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) (案)について
12月 20日	パブリックコメント開始	12月20日から1月18日まで市ホームページ、島田市環境課(田代環境プラザ、阿知ヶ谷旧清掃センター)、情報公開コーナー(市役所本庁舎1階、金谷北支所、金谷南支所、川根支所)で公開
2019年 平成31年	会議等の名称	内容
1月 18日	パブリックコメント終了	意見提出1名12件
2月 28日	第3回環境審議会	パブリックコメントについて 第2次島田市環境基本計画【後期基本計画】 島田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) (案)について
3月 22日	答申	環境審議会から市長への答申
3月	計画策定	

資料2 委員名簿

(1) 島田市環境審議会（敬称略）

区分	氏名	所属など	備考
学識	平井 一之	一般社団法人 静岡県環境資源協会 専務理事	会長
	小島 忠光	島田市校長会 推薦	
	池谷 伸兒	エコアクション 21 審査人	
市民	石川 政彦	島田市自治会長連合会 参与	
	河村 元	特定非営利活動法人 環境市民くらぶ 理事	
	佐野 邦代	島田市消費者グループ 代表	
	柳川 晴代	金谷ライフクリエイターサークル 代表	
事業者	原田 昌彦	特定非営利活動法人NPOまちづくり川根の会 副理事長	
	佐久間章次	島田商工会議所 専務理事	副会長
	落合 辰也	一般社団法人 島田青年会議所 副理事長	
	實勝 智貴	新東海製紙株式会社 島田工場 生産本部 環境安全部長	
	長崎 渉	富士食品工業株式会社 静岡金谷工場 生産本部生産技術部 部長兼環境管理グループリーダー	
行政	寺澤 賢一	中部電力株式会社 島田営業所長	
	鈴木 智也	静岡県くらし・環境部環境局生活環境課長	

【区分】学識＝学識経験者 市民＝市民代表 事業者＝事業者代表 行政＝関係行政機関

(2) 島田市環境市民会議（敬称略）

池原 智彦	石川 正之	小野田 譲治	加藤 高明	北川 良二
酒井 秀一郎	提坂 とみ	佐野 邦代	澤口 弘典	鈴木 金秀
伊達 元	中村 正男	長島 博雄	西野 龍一	野島 恵美子
橋本 貴之	平口 美矢子	牧野 雄介	増田 直樹	森 悦子
諸田 昌太郎	山村 欽一郎	山村 隆康	山村 友子	山本 麻美

(3) 庁内策定委員会

①環境管理委員会

役名	構成				
委員長	地域生活部長				
副委員長	市長戦略部長				
委員	危機管理部長	健康福祉部長	こども未来部長	産業観光部長	都市基盤部長
	行政経営部長	教育部長	議会事務局長	病院事務部長	

②環境管理委員会部会（幹事会）

部会	構成
自然環境部会	戦略推進課長、農林課長、都市政策課長、建設課長、水道課長、環境課長
生活環境部会	戦略推進課長、生活安心課長、下水道課長、資産活用課長、環境課長
資源循環部会	生活安心課長、農林課長、学校給食課長、環境課長
地球環境部会	都市政策課長、建設課長、資産活用課長、人事課長、環境課長
環境教育部会	都市政策課長、すぐやる課長、下水道課長、学校教育課長、社会教育課長、環境課長

資料3 諮問・答申

(1) 諮問文

島地環第122号
平成30年9月27日

島田市環境審議会
会長 平井 一之 様

島田市長 染谷 絹代

第2次島田市環境基本計画【後期基本計画】について（諮問）

このことについて、島田市環境基本条例第7条第4項の規定に基づき、第2次島田市環境基本計画【後期基本計画】について貴審議会に諮問します。

(2) 答申文

平成31年3月22日

島田市長 染谷 絹代 様

島田市環境審議会
会長 平井 一之

第2次島田市環境基本計画【後期基本計画】について（答申）

平成30年9月27日付け島地環第122号にて諮問のありました第2次島田市環境基本計画【後期基本計画】及び島田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について、庁内部会による検討結果を踏まえ、当審議会において慎重なる審議を重ねた結果、計画案は妥当であると判断しましたので答申いたします。

なお、下記について特段のご配慮を願います。

記

- 1 計画の推進に当たっては、広く市民に周知するとともに、市は市民、事業者と連携し、それぞれの取組を支援すること。
- 2 環境施策の実施に当たっては、担当部署だけでなく庁内各部署の横断的な連携を図り、総合的かつ計画的に進めること。
また、数値目標を定めた取組については、毎年計画の進捗状況を公表するとともに、各主体の意見や社会情勢の変化等を踏まえ、適宜適切な見直しを行うこと。

資料4 島田市環境基本条例

○島田市環境基本条例

(平成17年 条例第103号)

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者（以下「すべての市民」という。）の責務を明らかにし、すべての市民が一体となって、循環、共生及び参加を基本とした社会の構築を目指し、地球的規模の環境問題を地域から解決していくための施策を推進することにより、もって市民が良好な環境の恵みを楽しむとともに、健康で文化的な生活を営む権利の確保を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範囲な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 すべての市民は、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって適切に維持され、人と自然とが共生できるような多様な自然環境を、体系的に保全及び創造をしなければならない。

2 すべての市民は、地球環境の保全が自らの課題であることを認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的とした取組を、自主的かつ積極的に行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、環境の保全及び創造を図る上で、市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、市民及び事業者が行う環境の保全及び創造に関する施策を支援し、及びこれに協力する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力し、その普及、啓発活動等について積極的に参加する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って発生するばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止するために必要な措置を講ずる責務を有するとともに、自然環境の破壊防止のため、植生の復元、緑地の整備その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されるに当たって生ずる環境への負荷の低減を図るとともに、再生資源の原材料への積極的な使用等事業活動に伴う環境への負荷の低減に努める責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴い生ずる各種エネルギーの使用による環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境基本計画)

第7条 市長は、循環、共生及び参加を基本とした社会の構築を目指し、すべての市民が一体となって地球的規模の環境問題を地域から解決していくための施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (2) 環境の保全及び創造のために、すべての市民が実践しなければならない具体的な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を尊重し、これを環境基本計画に反映させなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、島田市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

- 第8条 市長は、毎年度、環境の状況及び市長が環境の保全及び創造に関して実施した施策について報告書を作成し、これを速やかに公表しなければならない。
- 2 市民及び事業者は、報告書が公表された日から市長が定める日までに、報告書について市長に意見書を提出することができる。
- 3 市長は、報告書について島田市環境審議会に意見を聴かなければならない。

(施策の策定に当たっての事前配慮)

- 第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画に整合するよう配慮しなければならない。

(事業者の事前配慮の促進)

- 第10条 市は、本市の環境に影響を及ぼすと認められる事業を行う事業者の環境の保全及び創造についての事前配慮を行うことを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、本市の環境に影響を及ぼすと認められる事業を行う事業者との間に、環境の保全及び創造のために取るべき措置について定める協定を、必要に応じて締結するよう努めるものとする。

(規制の措置)

- 第11条 市は、環境の保全及び創造を図るために必要と認めるときは、地域の特性、規制の効果及び影響を考慮し、必要な措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

- 第12条 市は、市民及び事業者が自ら環境への負荷の低減に係る環境の保全及び創造に関する活動を行う場合において、経済的な助成が必要と認められるときは、その措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境の保全上の支障を防止するため、市民又は事業者に係る適正で公平な経済的負担の措置について、調査及び研究を実施し、特に必要があると認めるときは、その措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視体制の整備等)

- 第13条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適切に実施するため、環境の状況の把握に必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めなければならない。
- 2 市は、環境の保全及び創造に関する施策に必要な調査及び研究に努めなければならない。

(公害等の処理)

- 第14条 市は、公害その他の環境の保全上の支障となる事象について、適正かつ迅速な処理に努めなければならない。

(公共的施設の整備等の推進)

- 第15条 市は、下水道、一般廃棄物処理施設等環境の保全上必要な公共的施設の整備その他の環境への負荷の低減に係る事業を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(情報の提供)

- 第16条 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供しなければならない。

(国、県等との協力)

- 第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策のうち、広域的な取組が必要と認める施策については、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

- 第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の円滑な推進のため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境審議会)

- 第19条 本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、島田市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
- (2) 市民の代表
- (3) 事業者の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(自主環境管理の促進)

- 第20条 市長は、地球環境の保全のため、率先し、環境への負荷を低減するための実行計画を策定するものとする。
- 2 市長は、前項の実行計画の推進と目標達成のため、環境管理委員会を設置するものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、環境管理委員会について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

- 第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年5月5日から施行する。



第2次島田市環境基本計画【後期基本計画】

島田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

2019（平成31）年3月

編集・発行

島田市地域生活部環境課

〒427-0034 島田市伊太7番地の1

TEL: 0547-36-7145 FAX: 0547-34-5501

E-mail: kankyo@city.shimada.lg.jp

★この冊子は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。